

希望者は  
申込書の提出を

## ショートステイ事業

宿泊を伴う保育ニーズに対応するため、今年度から「ショートステイ事業」を実施しています。

▼対象 市内に住所を有し、保護者の病気などの理由で家庭での養育が困難な満2歳未満の子ども

▼実施施設 弘前乳児院（品川町、☎35-2155）

▼利用期間 最長7日間（6泊7日）

▼利用料（1泊2日） 4,800円（以降1泊ごとに2,400円）

※利用中にやむを得ず要した医療費・移送費などは自己負担。

▼利用方法 事前に利用申込書に必要事項を記入し、子ども家庭課（市役所1階）へ提出してください。

※利用申込書は子ども家庭課で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。

▼利用上の注意 子どもの送迎は、保護者または保護者が依頼した人が行ってください／子どもの健康状態などによっては利用できない場合があります。

■問い合わせ・申込先 こども家庭課保育係（☎35-1131）

万が一の  
事故などに備えて

## 弘前市市民活動保険制度

「弘前市協働によるまちづくり基本条例」に基づいて、市民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動ができるように、事前の申し込みが不要の保険制度を実施しています。

▼対象 市内に活動の本拠地を置く市民活動団体が行う活動に参加するボランティア、スタッフ

▼補償内容 ○傷害保険…活動者自身が活動中に事故でけがをしたとき（事故発生から180

日以内の死亡、後遺障害、入院、通院に限る）＝2,000円～500万円／○賠償保険…活動者または活動団体の過失により、他人にけがをさせたり、他人のものを壊して、その人から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合＝1事故最大2億円

▼その他 保険金の請求には、具体的な活動内容や事故の状況などの書面の提出が必要です。

■問い合わせ先 市民協働課（☎40-7108）

大会の費用などを  
補助します

## 弘前市障がい者スポーツ支援事業費補助金

障がい者に気軽にスポーツに親しんでもらうための環境整備や競技力向上、健康増進を目的として、障がい者スポーツを支援する団体等が実施するスポーツ大会やスポーツ教室、アスリート講演会等に要する経費を助成します。

▼対象 障がい者を支援する団体やスポーツ団体等が実施するスポーツ大会やスポーツ教室、アスリート講演会等

※市内に事務所がある団体が市内で実施する事業で、事業の参加者は広く地域から募集されること、また、営利目的や特定の個人・団体が利益を受ける事業でないこと、市の他の補助金の交付を受ける見込みがないことなどを条件とします。

▼募集期間 随時（先着順。予算が無くなり次第終了）

▼対象経費 謝礼、旅費、消耗品費（参加者記念品代含む）、スポーツ競技用具費など

▼補助金額 補助対象経費の実支出額の合計額から市以外の者から交付される補助金や参加費等の額を控除した額または50万円のいずれか少ない額

▼申請方法 申請書および申請に必要な書類を添えて文化スポーツ課へ提出を。

※申請書等は同課で配布しています。

■問い合わせ・提出先 文化スポーツ課（市役所4階、☎40-0583）

不明な点は  
問い合わせを

## 市民税課からのお知らせ

### 【住民税に関する証明書の発行について】

新年度(平成30年中の所得分)の市・県民税「所得・課税証明書」を6月10日(月)から発行します。

申請の際には、申請者本人(窓口に来た人)の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)を持参してください。なお、代理人(同居の親族を除く)が申請する場合は、委任状または同意書が必要です。

▼交付窓口 市民税課(市役所2階)／市民課(市役所1階、総合窓口)／総合行政窓口(駅前町、ヒロロ3階)／岩木・相馬総合支所民生課／市民課城東分室(末広4丁目、総合学習センター内)／各出張所

▼受付時間 平日の午前8時30分～午後5時  
※総合行政窓口＝平日…午前8時30分～午後7時、土・日曜日、祝日…午前8時30分～午後5時。

▼手数料 1通＝300円

### 【市民税・県民税納税通知書の送付について】

課税となる人へ、新年度の市民税・県民税納税通知書および税額決定通知書を6月10日に発送します。

なお、市民税・県民税が給与から天引きされる人は、勤務先の事業所から配布されます(事業所

には5月17日に発送)。

問い合わせの際は通知書番号を確認しますので、納税通知書を用意の上、ご連絡ください。

### 【公的年金等からの天引き(年金特別徴収)】

4月1日現在65歳以上で公的年金等を受給している人は、原則、公的年金等にかかる市民税・県民税が公的年金等から天引き(年金特別徴収)されます。

今年度から年金特別徴収が始まる人(昨年度に特別徴収が中止になり、今年度から再開する人も含む)は、今年度の市民税・県民税の2分の1を納付書で納めることとなります(普通徴収)。残る2分の1は10月、12月、翌年2月の公的年金等から天引きされます。

### 【証明書や通知書の日付の表記について】

年度が「平成31年度」と表記されているものは「令和元年度」に読み替え、有効なものとして取り扱います。あらかじめご了承ください。

■問い合わせ先 所得・課税証明書について…市民税課諸税係(☎35-1117)／給与特別徴収、年金特別徴収について…市民税課市民税第一係(☎40-7024)／市民税・県民税、普通徴収について…市民税課市民税第二・第三係(☎40-7025、☎40-7026)

シリーズ②  
どうする空き家!?  
空き家に関する役立つ情報を  
定期的にお知らせします

## 空き家にしないためには

～建物を誰にどう引き継ぐか決めておくことがポイント～



空き家は所有者が亡くなった後に相続登記がなされず、以前の所有者の名義になっていることが多くあります。空き家を売却したり解体したりするためには、所有者全員の同意が必要です。家をスムーズに引き継ぐために、住んでいるときから権利関係の確認や登記の変更、相続など早めに対策をしておきましょう。

■問い合わせ先 建築指導課(☎40-0522)

### 現在の登記を 確認しましょう

土地や建物の登記が現在の所有者になっているか確認し、必要な手続きを済ませておきましょう。



### 生前相続について 話し合いましょう

生前から将来誰に引き継ぐのかなどを話し合う場を設け、遺言書や生前贈与などについても検討してみましょう。



### 成年後見制度を 活用しましょう

所有者が認知症などによって意思・判断決定が困難になった場合には、成年後見制度を活用できます。

